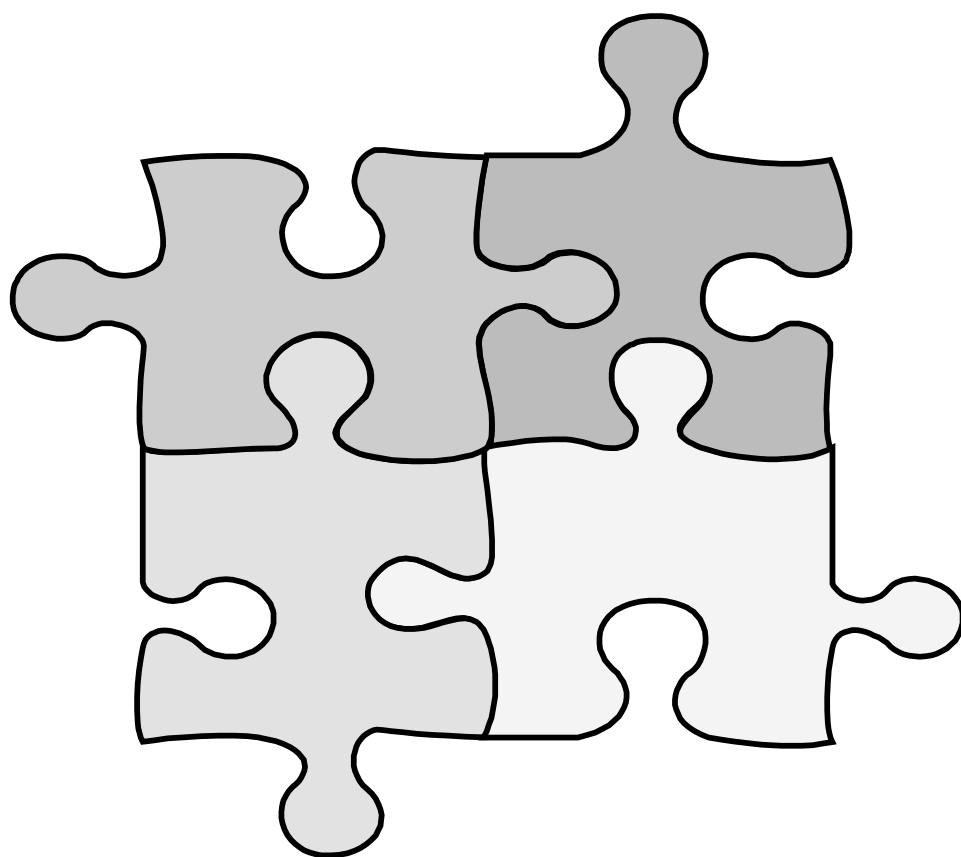


平成18年度 生涯学習調査研究事業

新しい情報通信技術を活用した 生涯学習機会の提供に関する調査報告書3



茨城県水戸生涯学習センター

I 調査研究の概要

1 調査研究のテーマ

新しい情報通信技術を活用した生涯学習機会の提供の在り方について（3年次）

2 調査研究の目的

本調査研究は、県民の多様な学習ニーズに対応し、県で実施している各種講座等をいつでもどこでも受講可能な体制を整備するため、講座等のインターネットによる配信システムを構築するにあたって、県民のニーズを踏まえより効果的な配信方法を検討し、新しい情報通信技術を活用した生涯学習機会の提供の在り方及び著作権等の問題について調査研究を行う。

3 調査研究の内容

平成17年度の学習プログラム開発事業で実施した「インターネット配信による学習プログラム開発」の研究成果をもとに、県のネットワークシステムの現状を踏まえ、県民の学習ニーズを反映したインターネットによる講座配信について研究する。

(1) モデルとなる動画配信講座

県民大学等人気の高い講座(1講座)

県の生涯学習施設及び事業等を紹介する「茨城の生涯学習」講座（1講座）

(2) モデルとなる動画配信講座の撮影上の留意点

水戸生涯学習センターのセンターボランティアを活用するなど、今後の新しい情報通信技術を活用した生涯学習機会提供のモデルケースとなるよう工夫する。

4 情報化調査研究委員会のメンバー構成

委員長 坂井 知志 常磐大学コミュニティ振興学部教授

委員 引田 道夫 日立市教育委員会生涯学習課長

志摩 邦雄 県北生涯学習センター主任

柏葉 正夫 鹿行生涯学習センター社会教育主事

大月 俊明 県南生涯学習センター社会教育主事

逆井 昇 県西生涯学習センター社会教育主事

栗田 将夫 水戸生涯学習センター企画振興課長

小沼 公道 水戸生涯学習センター社会教育主事

5 調査研究の経過

- 第1回 6月 6日(火) 事業趣旨説明, 日程・内容の検討等
- 第2回 8月25日(金) 前期配信講座の著作権処理, 研究の方向性検討
- 第3回 12月12日(火) 配信講座にみる著作権検討等
- 第4回 1月16日(火) 後期配信講座の著作権処理, 著作権の研究等
- 第5回 3月 7日(水) 研究のまとめ

II モデルとなる動画配信講座の制作について

インターネットによるモデルとなる動画配信講座は現在, 平成17年度の学習プログラム開発事業で検証し開発した配信講座が5講座あり, 県民の数多くの支持を受けている。これは, それぞれの事情により生涯学習センターに来所したり講座を希望する講座があってもなかなか受講したりすることができない県民の方々が, 「いつでも どこでも だれでも」自分の好きな時間を利用して視聴することができるというインターネットの有効性を最大限に活用したものである。

本年度は, それらの県民のニーズを踏まえ, 更に動画配信における著作権の問題をどのように解消していくかを検証し, 情報通信技術を最大限に活用した配信システムの構築とボランティアによる講座等の撮影や編集の実証について調査研究を行った。

1 動画配信講座の計画について

(1) モデルとなる動画配信講座

講座等の名称		撮影及び編集者	配信開始
前期	茨城の生涯学習 ～5つの生涯学習センターの取り組みから～	常磐大学 坂井知志教授ゼミ学生 福田 尚美 橋本 麻美 猪瀬 美幸 塩沢 真理 永山 智美 佐々木 蓉子	平成18年 9月20日
後期	マイスターが教える庭造り ～垣根作り編～	水戸生涯学習センター 情報ボランティア 金井 克己 岡崎 幸子 赤津 剛義	平成19年 3月15日

(2) 講座の収録及び編集

① 「茨城の生涯学習～5つの生涯学習センターの取り組みから～」

期 日	会 場	内 容
6月24日(土)	県西生涯学習センター	<センター施設及びエンジョイサタデー> 1 センター全景及び施設内撮影 2 エンジョイ・サタデーの事業撮影 3 参加者インタビュー 4 職員インタビュー
6月28日(水)	県北生涯学習センター	<センター施設及び職員インタビュー> 1 センター全景及び施設案内 2 職員インタビュー 3 センター事業の紹介
6月30日(金)	県南生涯学習センター	<センター施設及び県民大学講座内容> 1 センター全景及び施設内撮影 2 「ピラティス入門」の講座風景撮影 3 職員インタビュー
7月 4日(火)	水戸生涯学習センター	<センター施設及び愛宕塾講座内容> 1 センター全景及び施設内撮影 2 愛宕塾「社交ダンス」の講座風景撮影 3 職員インタビュー
7月12日(水)	鹿行生涯学習センター	<センター施設及び女性関連講座内容> 1 センター全景及び施設内撮影 2 女性関連講座の撮影（類似するもの） 3 職員インタビュー
7月26日(水)	水戸生涯学習センター	<収録テープの編集作業> ・テロップ計画 ・シナリオ検討等
8月 3日(木)	水戸生涯学習センター	<収録テープの編集作業> ・テロップ、音楽挿入作業 ・アナウンス作業等
12月12日(火)	水戸生涯学習センター	<情報化調査研究委員会による著作権処理>

② 「マイスターが教える庭造り～垣根作り編～」

期 日	会 場	内 容
12月17日(日)	水戸生涯学習センター	＜講座撮影＞ ・「マイスターが教える庭造り」講座風景撮影（垣根作りなど）3台カメラ使用
12月20日(水)	水戸生涯学習センター	＜編集作業＞ ・作業テープ編集 ・テロップ計画 ・アナウンス入力
12月23日(土)	水戸生涯学習センター	＜編集作業＞ ・作業テープ編集 ・テロップ計画 ・アナウンス入力 ・変換作業
1月16日(火)	水戸生涯学習センター	＜情報化調査研究委員会による著作権処理＞



撮影及び編集の様子

2 前期動画配信講座の内容について

(1) 講座名

「茨城の生涯学習～5つの生涯学習センターの取り組みから～」

(2) 内容

① オープニング（茨城県の紹介）

- ・ 千波湖全景，水戸黄門像，弘道館，偕楽園



② 水戸生涯学習センター施設及び愛宕塾講座紹介

- ・ センター全景及び施設案内
- ・ 愛宕塾の紹介
- ・ 愛宕塾「社交ダンス講座」の様子
- ・ 受講者インタビュー
- ・ 講師インタビュー



③ 鹿行生涯学習センター施設及び女性関連講座紹介

- ・ センター全景及び施設案内
- ・ 提案事業「みんなで童謡を歌おう」講座の様子
- ・ 受講者インタビュー
- ・ 講師インタビュー



④ 県南生涯学習センター施設及び県民大学講座紹介

- ・ センター全景及び施設案内
- ・ センター利用者インタビュー
- ・ 県民大学の紹介
- ・ 県民大学「ピラティス入門」講座の様子
- ・ 受講者インタビュー
- ・ 講師インタビュー



⑤ 県西生涯学習センター施設及びエンジョイサタデーの紹介

- ・ センター全景及び施設案内
- ・ センター利用者インタビュー
- ・ エンジョイ・サタデーの紹介
- ・ 講師インタビュー
- ・ 参加者インタビュー



⑥ 県北生涯学習センター施設の紹介

- ・ センター全景及び施設案内
- ・ センター職員インタビュー
- ・ 事業の紹介



⑦ エンディング（生涯学習の意義）

- ・ ヨガ教室の紹介
- ・ おもしろ理科先生派遣事業の紹介
- ・ 水戸黄門像



3 後期動画配信講座の内容について

(1) 講座名

「マイスターが教える庭造り～垣根作り編～」

(2) 内容

① オープニング

- ・ 庭木の剪定の様子



② 垣根作りの3つのポイントの説明

- ・ 竹をまっすぐにするために，節目を正面に向ける。
- ・ 竹を切るときは，節のすぐ上を切る。
- ・ 竹を立てるときは，伸びる方を上に向ける。



③ 垣根作りを行う。

- ・ 縦杭の立て方。
- ・ 横杭の縛り方。
- ・ 縦杭の縛り方。



④ 垣根作りのおさらい。

⑤ エンディング

- ・ 出来上がった垣根の全景



Ⅲ モデルとなる動画配信講座のアンケート調査について

前期のモデル講座「茨城の生涯学習～5つの生涯学習センターの取り組みから～」完成並びに10月5日から本県を会場に開催された「全国生涯学習フェスティバル」に伴い、昨年度制作した5つの講座に前期講座を加えた6講座を、フェスティバル期間中の各センターの来場者や県の生涯学習システム登録者に対して、講座に関するアンケート調査を行った。

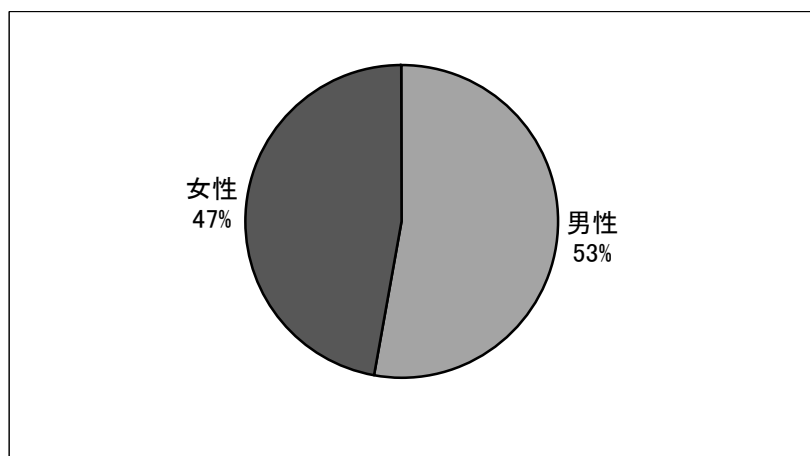
1 センター来所者のアンケート結果

(1) 調査期間 平成18年10月5日～10月9日

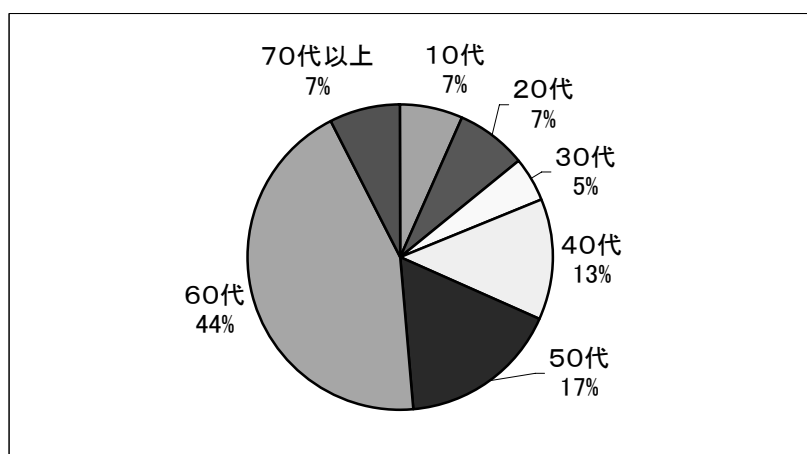
(2) 抽出数 206件（県内5センター）

(3) 結果

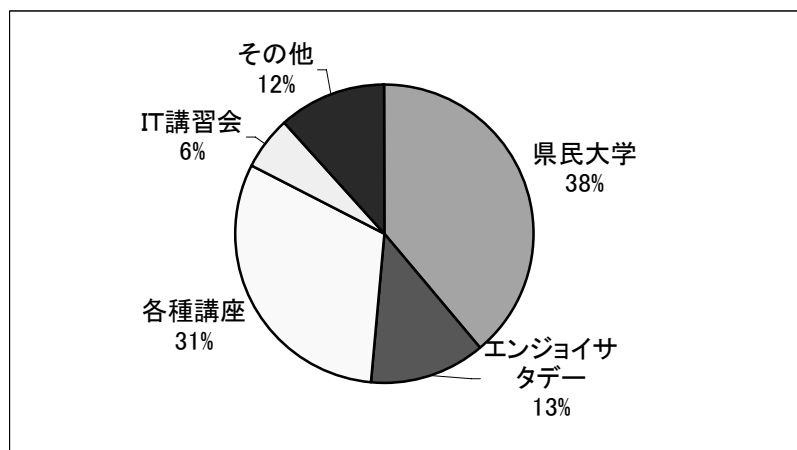
- あなたの性別について教えてください。



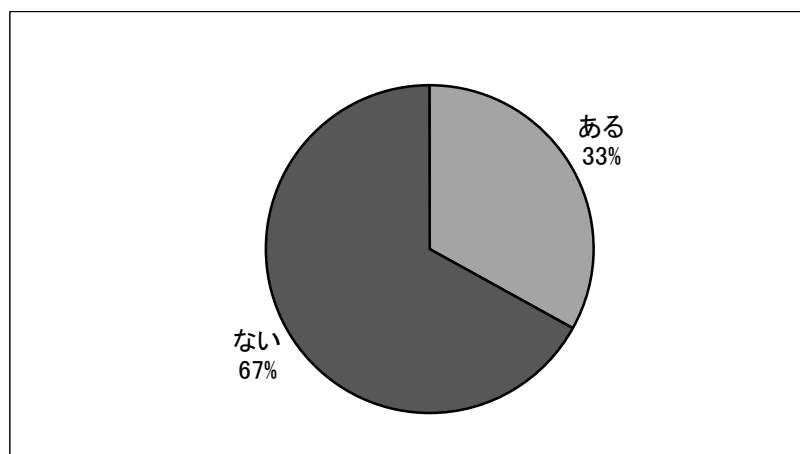
- あなたの年齢について教えてください。



Q1 生涯学習センター主催の講座や事業に参加したことがありますか。



Q2 今回の視聴以前に、インターネットを使った動画配信による講座を視聴したことがありますか。



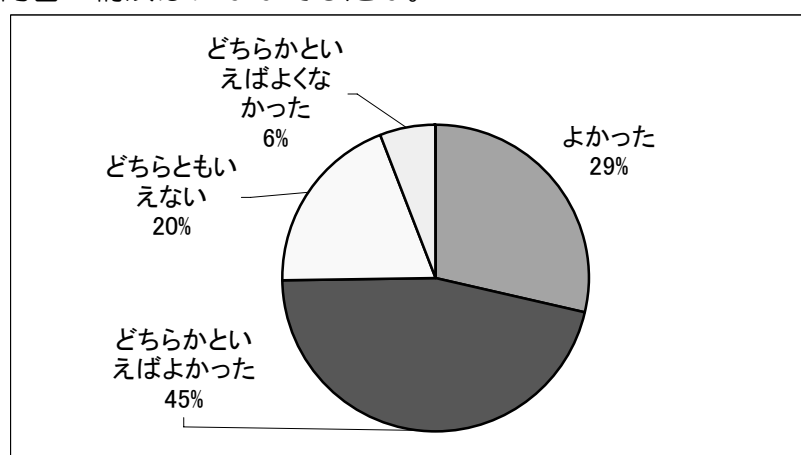
[本県のインターネットによる動画配信によるモデル講座等について]

Q3 本県では、次の(1)～(5)のモデル講座と(6)の紹介ビデオを動画配信しています。

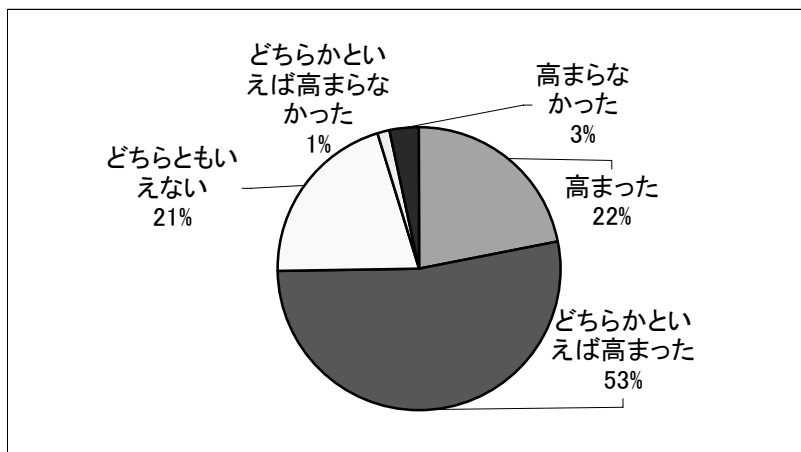
ご覧いただいたモデル講座と紹介ビデオについて、次のアンケートにお答えください。

(1) 「よく回るコマを作ろう」の講座をご覧になった方にお聞きします。

① 内容・構成はいかがでしたか。

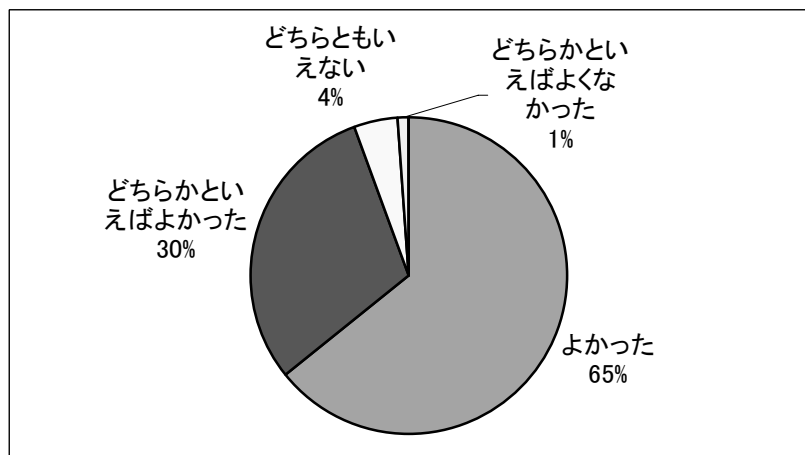


② 学習意欲が高まりましたか。

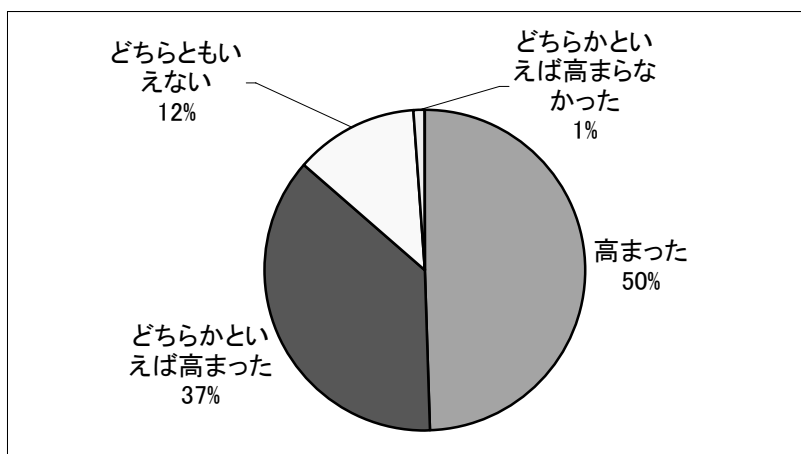


(2) 「足裏健康法」の講座をご覧になった方にお聞きます。

① 内容・構成はいかがでしたか。

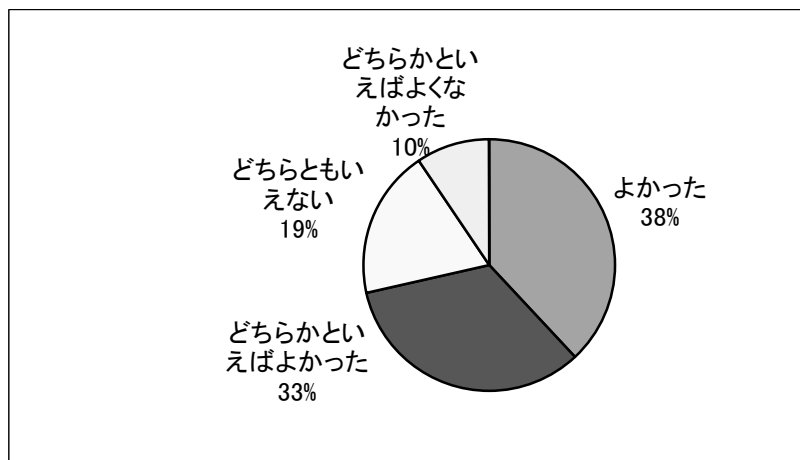


② 学習意欲が高まりましたか。

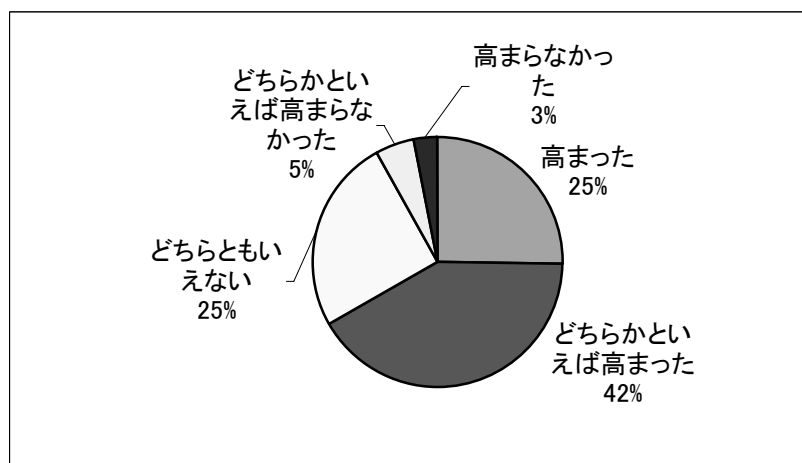


(3) 「郷土の歴史と文化～県南諸藩の成立と展開」の講座をご覧になった方にお聞きします。

① 内容・構成はいかがでしたか。

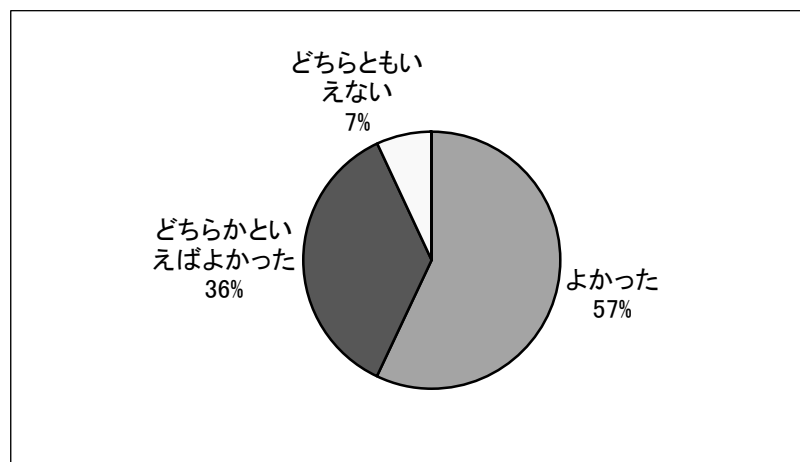


② 学習意欲が高まりましたか。

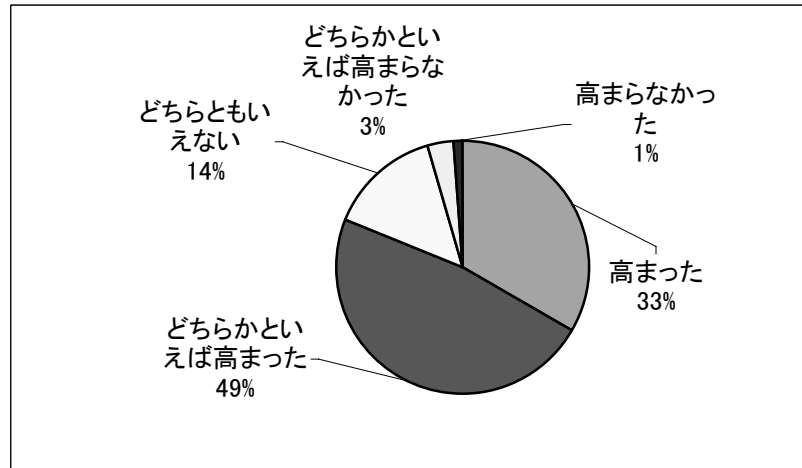


(4) 「家庭でできる簡単な指圧」の講座をご覧になった方にお聞きします。

① 内容・構成はいかがでしたか。

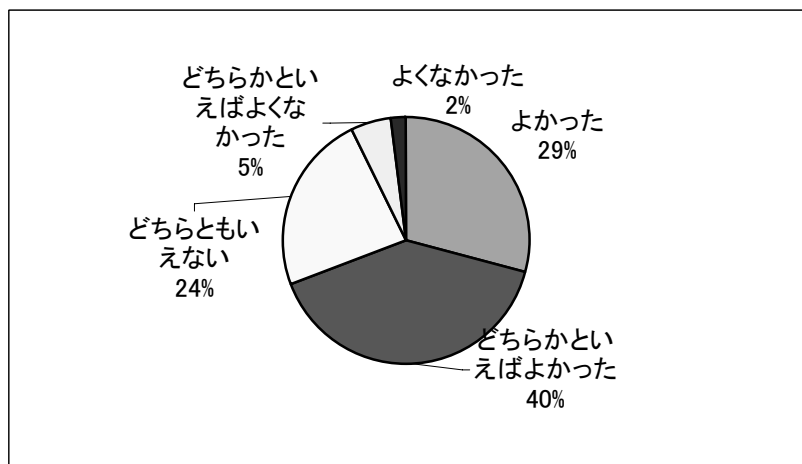


② 学習意欲が高まりましたか。

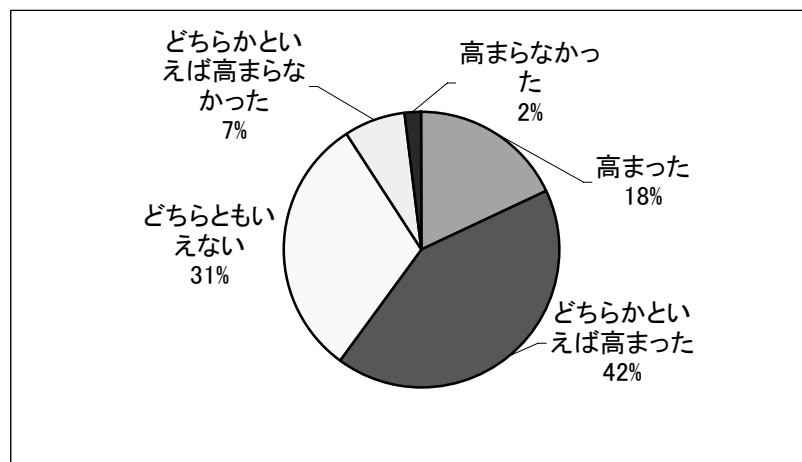


(5) 「インターネットによる配信講座のための著作権」の講座をご覧になった方にお聞きます。

① 内容・構成はいかがでしたか。

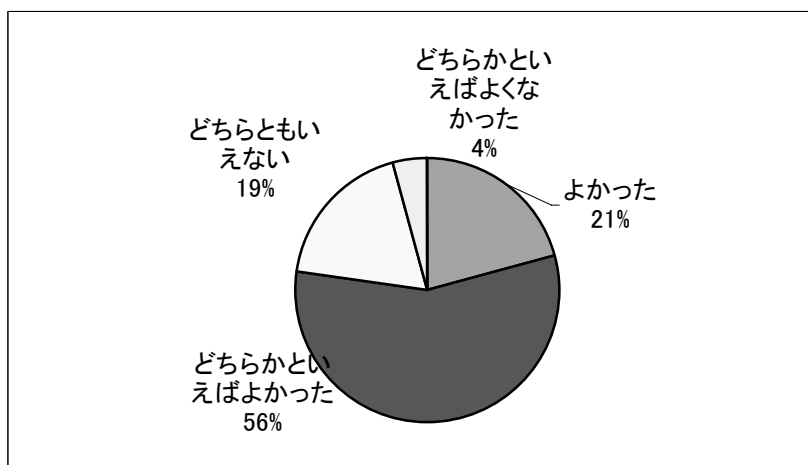


② 学習意欲が高まりましたか。

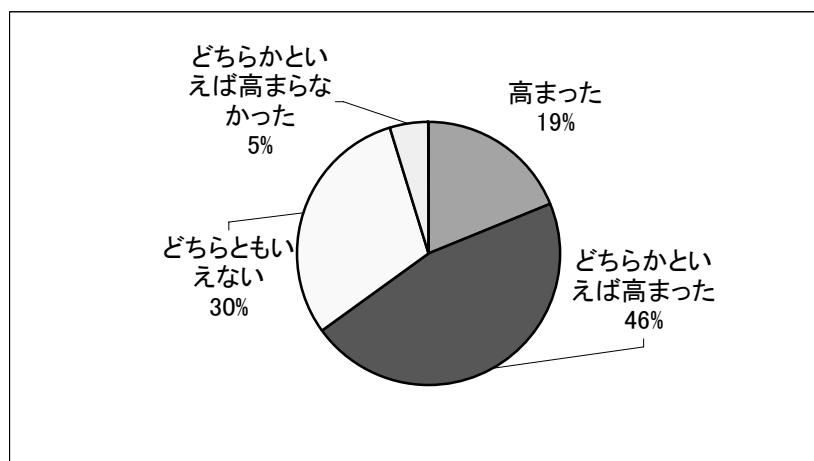


(6) 「茨城の生涯学習～5つの生涯学習センターの取り組みから～」をご覧になった方にお聞きます。

① 内容・構成はいかがでしたか。

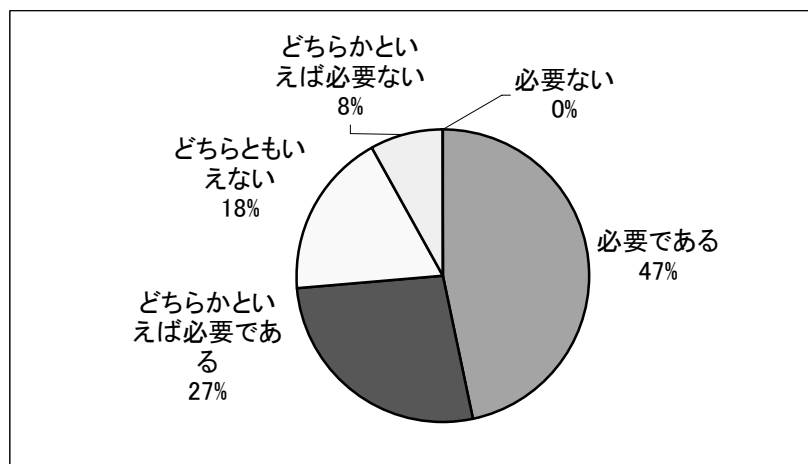


② 学習意欲が高まりましたか。



[これからのインターネットを活用した講座等の配信について]

Q4 インターネットを活用した講座等の配信は必要だと思いますか。



Q5 インターネットを活用した講座を開講するとしたら、どのような講座を希望しますか。

音楽・温泉・パソコン・料理・古典・英語・経営・美術等各種講座，ビーズ
ネックレス，ウォーキング，正しい呼吸法，筋力強化運動，ヨガ教室，社交
ダンス，子ども向けの講座，インターネット講座に関する講座（操作や活用
法），介護講座，安眠講座 社交ダンス，料理講座，旅に関する講座，ヨガ
教室，ガーデニング教室，政治経済，社会福祉，英会話，古典文学，美術工
芸，書道，漢詩

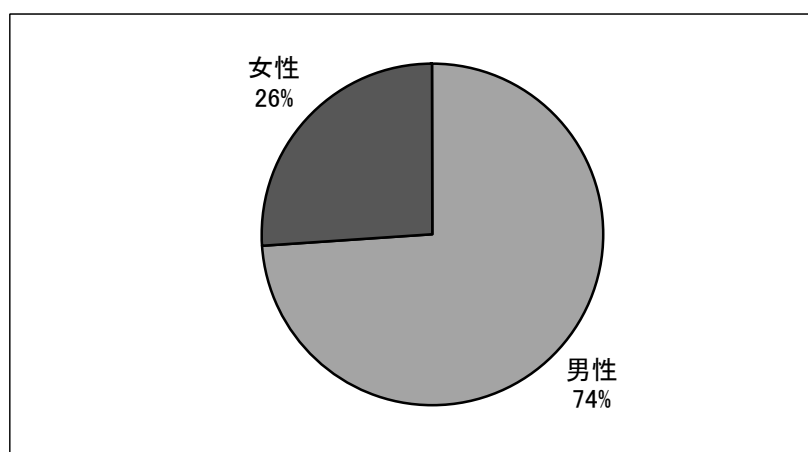
2 生涯学習システム登録者のアンケート結果

(1) 調査期間 平成18年10月5日～11月1日

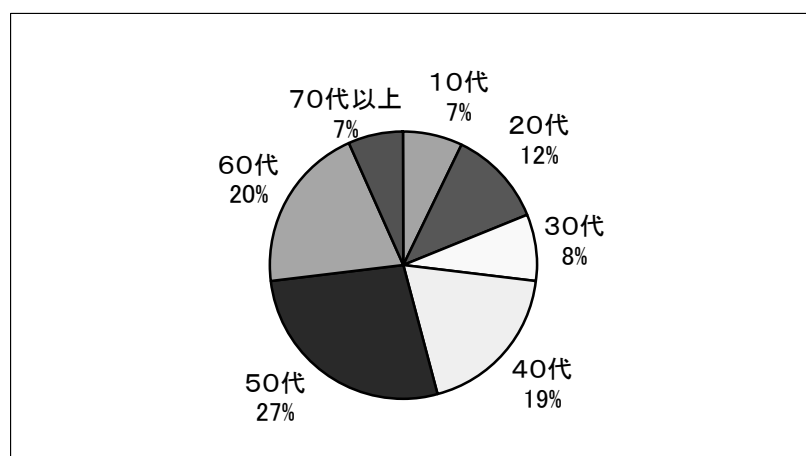
(2) 抽出数 329件

(3) 結果

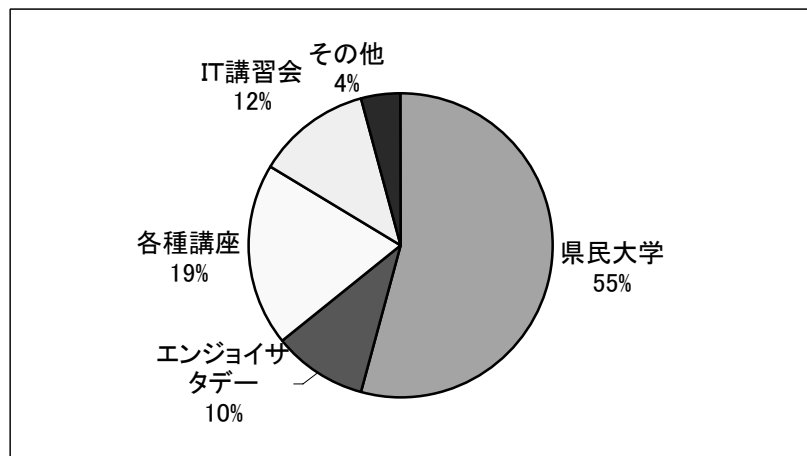
● あなたの性別について教えてください。



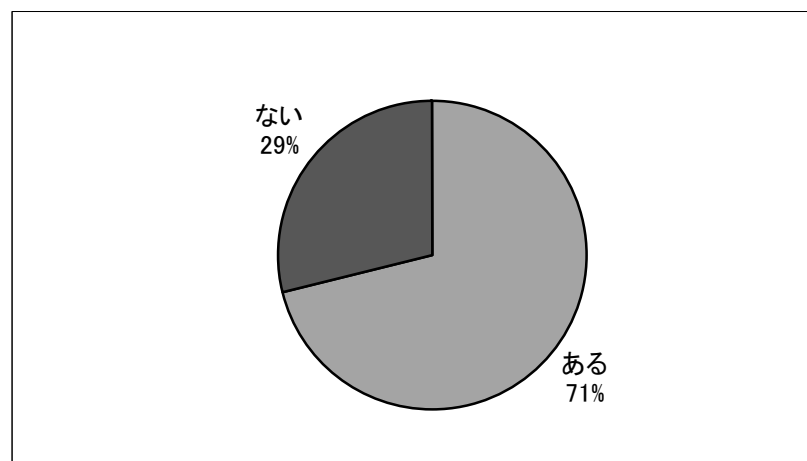
● あなたの年齢について教えてください。



Q1 生涯学習センター主催の講座や事業に参加したことがありますか。



Q2 今回の視聴以前に、インターネットを使った動画配信による講座を視聴したことがありますか。



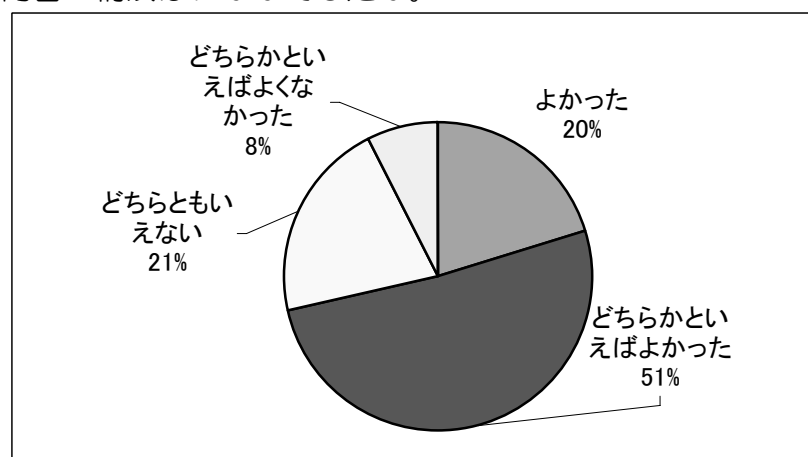
[本県のインターネットによる動画配信によるモデル講座等について]

Q3 本県では、次の(1)～(5)のモデル講座と(6)の紹介ビデオを動画配信しています。

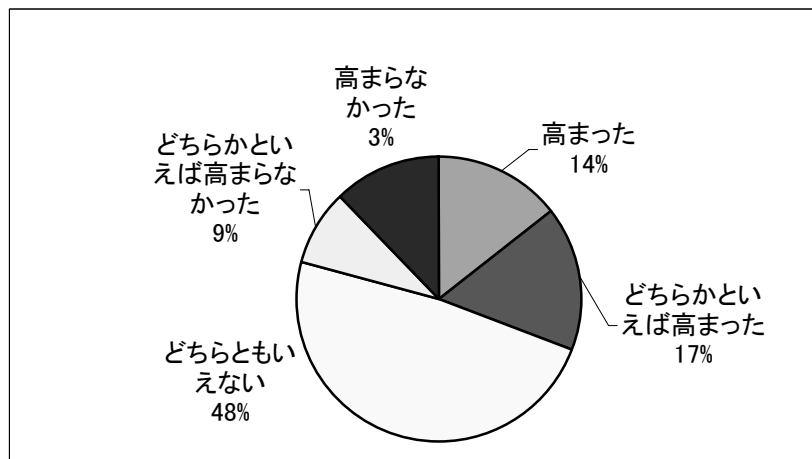
ご覧いただいたモデル講座と紹介ビデオについて、次のアンケートにお答えください。

(1) 「よく回るコマを作ろう」の講座をご覧になった方にお聞きします。

① 内容・構成はいかがでしたか。



② 学習意欲が高まりましたか。

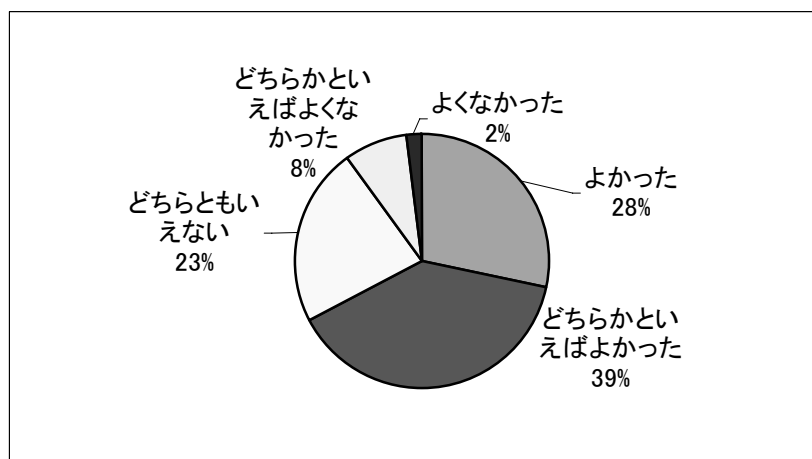


(2) 「足裏健康法」の講座をご覧になった方にお聞きします。

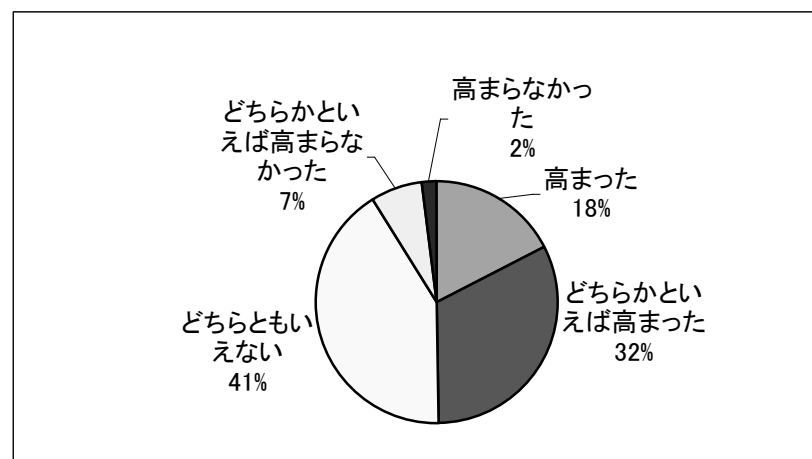
<配信停止状態>

(3) 「郷土の歴史と文化～県南諸藩の成立と展開」の講座をご覧になった方にお聞きします。

① 内容・構成はいかがでしたか。

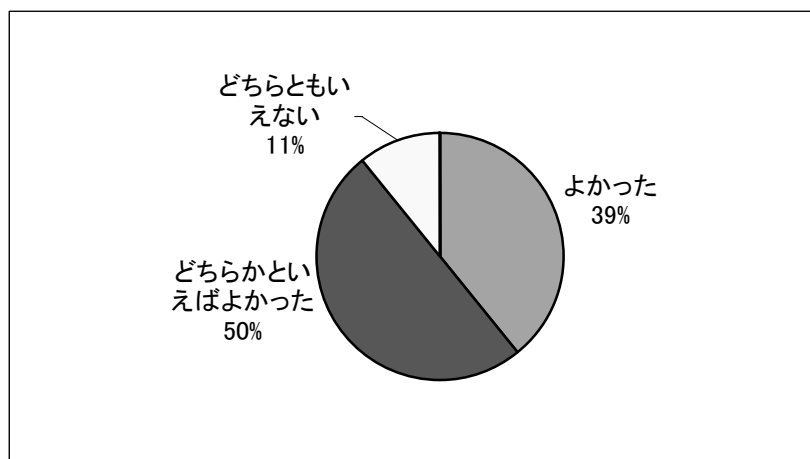


② 学習意欲が高まりましたか。

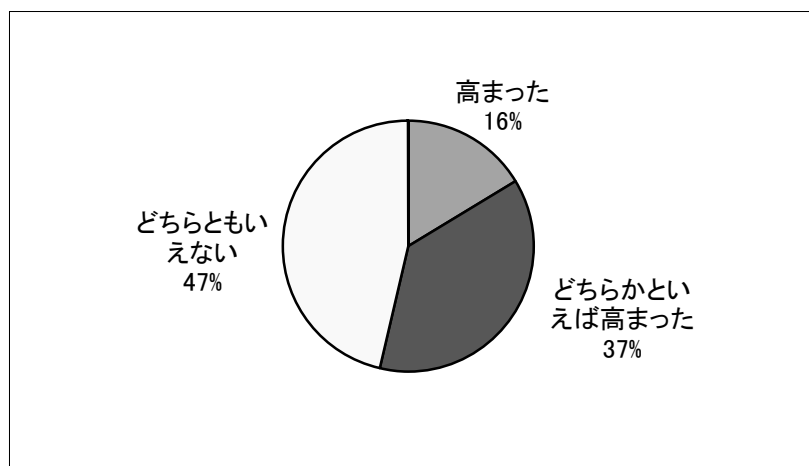


(4) 「家庭でできる簡単な指圧」の講座をご覧になった方にお聞きします。

① 内容・構成はいかがでしたか。

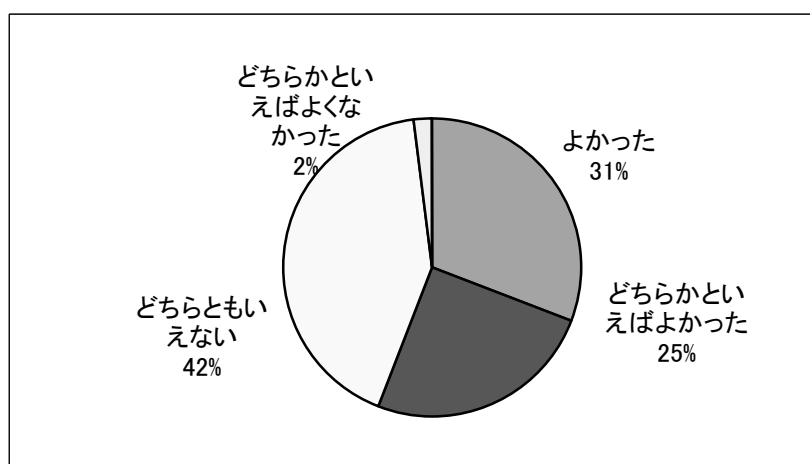


② 学習意欲が高まりましたか。

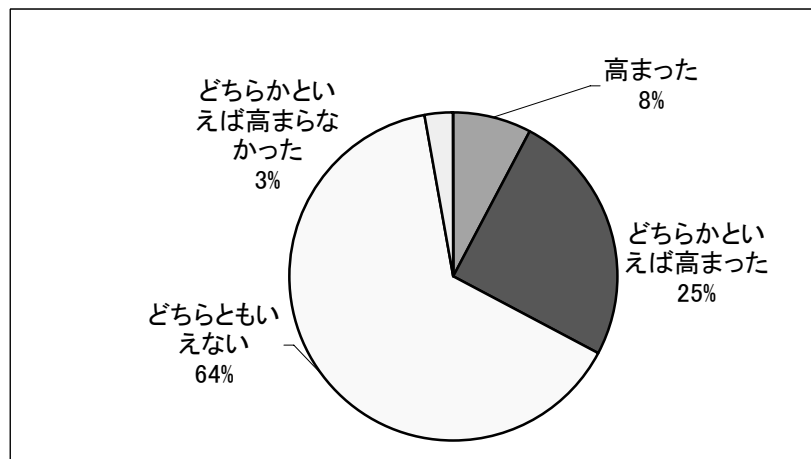


(5) 「インターネットによる配信講座のための著作権」の講座をご覧になった方にお聞きします。

① 内容・構成はいかがでしたか。

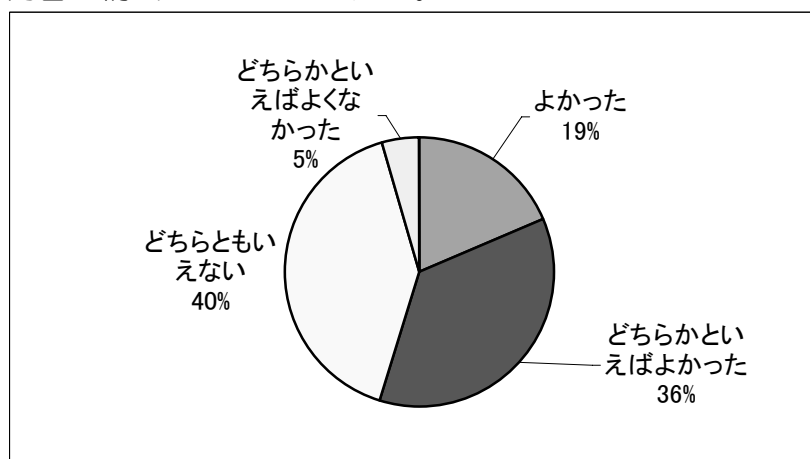


② 学習意欲が高まりましたか。

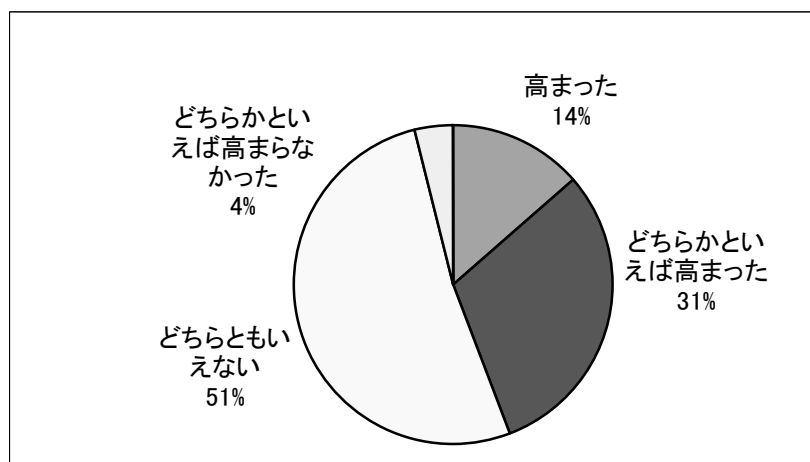


(6) 「茨城の生涯学習～5つの生涯学習センターの取り組みから～」をご覧になった方にお聞きます。

① 内容・構成はいかがでしたか。

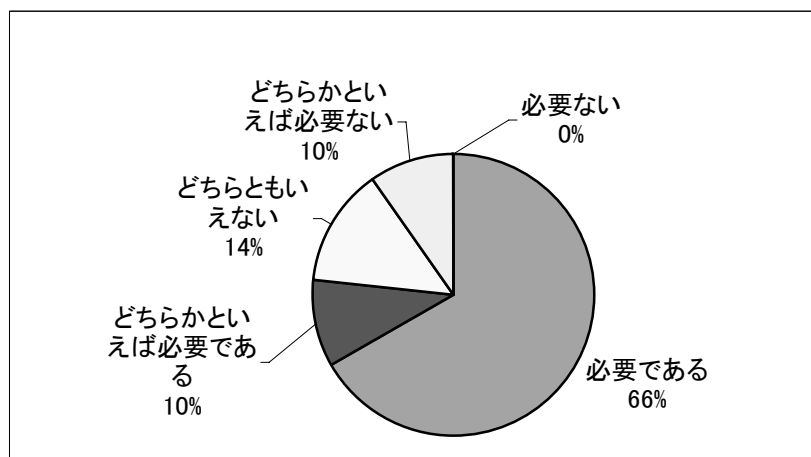


② 学習意欲が高まりましたか。



[これからのインターネットを活用した講座等の配信について]

Q4 インターネットを活用した講座等の配信は必要だと思いますか。



Q5 インターネットを活用した講座を開講するとしたら、どのような講座を希望しますか。

音楽・温泉・パソコン・料理・古典・英語・経営・美術等各種講座，ビーズ
ネックレス，ウォーキング，正しい呼吸法，筋力強化運動，ヨガ教室，社交
ダンス，子ども向けの講座，インターネット講座に関する講座（操作や活用
法），介護講座，安眠講座，社交ダンス，料理講座，旅に関する講座，ヨガ
教室，ガーデニング教室，政治経済，社会福祉，英会話，古典文学，美術工
芸，書道，漢詩

Ⅳ 調査研究の成果と課題

1 成 果

今回の調査研究の目的は、「県で実施している各種講座等をいつでも、どこでも受講可能な体制を整備するため、講座等のインターネットによる配信システムを構築するにあたって効果的な配信方法を検討し、新しい情報通信技術を活用した生涯学習機会の提供の在り方及び著作権等の問題について調査研究を行う。」であるが、やがて実現すると思われる高度情報通信社会において、茨城県民が情報格差で不利益を被らないためにはどのような取り組みを行ったらいのかについて、実証的に検証していくことも常に意識をしながら研究活動を進めた。

県内の情報インフラは、高速の回線とノードがつくば地区にはあるものの未整備地域もある。未整備地域においてもやがてインフラは整備されるはずである。動画と音声という生涯学習講座の情報をある一定の品質を確保した上で、安定的に提供することがいつか可能になった時点においては、今回の調査研究の成果をぜひ踏まえて取り組みを行ってほしいと切望する。

(1) 時間的・地理的制約解消へのアプローチ

3年間の調査研究を実施して最大の成果は、県立の生涯学習センターから離れた地域に居住する人々に対しても集めるだけではなく届けることを生涯学習においても意識したということである。同様に、職業などの制約から昼間の生涯学習講座を受講できない人々にも都合の良いときに受講ができるオンデマンド型学習に試みたということも大きな成果といえる。生涯学習は「いつでも、どこでも、誰でも」が学習できることを大きなコンセプトにしているが、情報通信社会も同様である。情報通信技術の特性を活かすことは生涯学習の実現には不可欠なことといえる。このような取り組みは全国的にはどのような取り組みが行われているのかについても委員会では調査した。委員会で意識した取り組みは以下のものである。

- ・ 文部科学省の取り組み

テレビ会議システムを活用して、旧国立婦人教育会館が実施する講座を千葉県などに配信する事業や衛星通信を活用して大学の公開講座や子ども番組を提供するエル・ネット。また、国立大学などが衛星通信を活用して他大学に授業を配信するSCS（スペース・コラボレーション・システム）などが既に行われていること。

- ・ 地方自治体の取り組み

富山県などが中心となり、インターネットによる生涯学習講座を提供しているインターネット市民塾が「インターネット活用教育実践コンクール」において総理大臣賞を受

賞するほどの実績があるということ。

- ・ 民間での取り組み

大手保険会社が保険の外交員の新たな制度の学習を全国に講座という形で提供していること。

- ・ つくば地区と茨城県教育研修センターの調査

県内の情報通信技術の集積地であるつくば地区では、どのような取り組みが行われているかの調査を行い、地上波デジタル放送の準備状況などについても把握した。

これらの取り組みを既に官民ともに行っているうえで、茨城県としてどのような調査研究を行うかについて検討した。その基本は、他の事例と同様に時間と地理という基本的な制約を解消するにあった。

さらに、財政的な状況も勘案して量的な提供の仕組みを探るのではなく、行政がしなければならない役割を認識し、官でも民でも違法状態で情報発信をしないための方法について検証することを大きなチェックポイントにおいた。昨今、情報モラルの分野でも新たな動きがある著作権等の権利処理を尊重したインターネット講座の実現を最大限意識することとした。

その上で、地理的・時間的な制約の克服を目指した生涯学習講座の提供方法の開発をコンセプトに、調査研究を進めることとした。県民の方々のご意見を参考にしながら調査研究は進めたが、県内でははじめてのことでもあったため関係者には様々な戸惑いがあった。その戸惑いが調査研究の成果ともいえる。また、副次的効果として若年層へのアプローチという生涯学習が抱えている課題や学習者の固定化の解消にも有効であること等、積極的な分析も行われた。

(2) 権利処理を意識したコンテンツ制作

著作権については、ここ数年大きな変化がある。2007年には大手旅行業者が警察の捜索を個人の訴えにより受けた。それ以前においても、元文化庁著作権課長が自らのインタビューに関することで新聞社を警視庁に告発した。このような事態が起きるのには、四つの要素がある。一つは、今までに著作権に関する知識を得る機会がほとんどの人々になく、二つ目には、契約社会の論理が日本の社会には馴染みが薄いこと。三つ目は、著作権に関する訴訟が少なく、どちらともいえない、いわゆるグレーゾーンが多すぎること。

そして最後は、著作権に関する精緻な議論を著作権法の関係者が先行させ過ぎていることである。

これらを踏まえて行政は著作者が想像力を働かせて作成した著作物を適切に利用しながら生涯学習講座を配信しなければならない。行政は違法状態で事業を進めることはできな

い。特に、教育行政は著作権をはじめとした情報モラルを県民に普及・啓発する役割も担っている。そこで、本委員会においても委員と常磐大学の学生、そして委員長の常磐大学の坂井知志先生が最終の著作権処理を行うこととした。

その結果、一つのパターン化した著作権処理を基本に、撮影・収録・編集・配信を行うこととした。これは、通常のテレビなどの収録手順とは異なり、参考になるものは少ない。

特に、生涯学習をインターネット配信するうえでの権利処理について具体的にパターン化したものは少ないが、デジタルアーカイブ推進協議会(JDAA)が平成15年3月に公表した「デジタルアーカイブ 権利と契約の手引き 契約文例+Q&A集」が希少なものであるが存在する。これは、平成9年からデジタルアーカイブ推進協議会の委員会において検討した成果などを集約したものである。これらをインターネット配信する教育委員会関係者に周知し、実行するのには若干の無理がある。

現状においては、契約書の作成や著作物の特定が難しいということなどの問題がある。そこで生涯学習講座をインターネット配信するためには、コンテンツを作成するうえでのいくつかの工夫が必要となる。その第一は、「著作権に関する講座の実施」である。

今回の研究においても、著作権に関する講座を配信した。このような基本的な講座内容だけではなく、生涯学習機関の管理職を意識した講座と中堅職員、新入職員、そして映像収録・編集を行う職員やボランティアというようにそれぞれの専門性に即したものであることが望ましい。生涯学習機関の管理職としては、法律の詳しい文章を知っていることよりもリスクマネジメントとしての視点に立って、広く社会の動向と著作権の理解から具体的な対処の体制としての知識を得ることが求められる。中堅職員には、自らの企画内容に著作権法に違反をすることがないような教育上の知識が必要である。また、新入職員には具体的な法律を細かに理解するような知識が求められる。映像収録・編集を担当するものには具体的な著作物の特定や具体的な処理方法についての知識が必要である。

以上のことを直ぐに実現することはできないが、一定の体制が整備されたときに一つの指針に成りうるものとして著作権処理に関するパターンを導き出した。それが、①～⑩である。

- ① 主な著作者（物）の特定
- ② インフォームドコンセントの整理
- ③ 素材（その他）の著作者（物）の特定
- ④ 利用許諾方法の検討
- ⑤ ロケハン
- ⑥ ア～エの再検証

- ⑦ 利用許諾
- ⑧ 収録
- ⑨ 収録後の著作物の再検証と利用許諾
- ⑩ 編集・発信

指針に成りうるものとして著作権処理に関するパターンを導き出した。それが、①～⑩である。

① 主な著作者（物）の特定

生涯学習講座は様々な著作物の集合体である。例えば、社交ダンスの講座は、音楽や書籍（社交ダンスのステップを書いた本等）などが使用されるが、それは講師のオリジナルのものであるとは限らない。つまり他人の著作物を使用しながら講座を進める。しかし、講座の講師の講演内容が「主な著作物」である。これを特定することである。複数の講師が存在する場合も、共同著作物として扱うことがトラブルを避ける意味からも得策である。

この主な著作者とは基本的に文書による契約を結ぶことが好ましい。契約書の作成は、文化庁の「著作権契約書作成支援システム」を参考にする方法と文部科学省学習情報政策課が作成した「著作権システムの手引」の承諾書を参考にするのが現状では得策である。（資料編に掲載）

② インフォームドコンセントの整理

説明をして同意を得るということは、これからの教育には欠かせない考え方となる。その考え方は著作権、肖像権、個人情報などの権利処理にも不可欠な要素となることが予想されるので、今後制作していくコンテンツには導入しておくことが無難である。

その基本は、インターネット上のリスク説明である。そして、リスクを回避するための方針や方法があればそのことについても説明をし、同意を得るということである。

インターネット上のリスクについて全てを説明することは困難であるが、主な事例やそのような事態への対処方法などについての説明をしないで同意を得ても社会的には無効になってしまう。

また、説明のところで、利用目的や範囲についても触れておくことが求められる。文化庁が進める自由利用マークを付してインターネット配信するのか、それ以上に社会教育上の活動にも提供するのかについてきちんと文面に出さなければ後での処理は難しくなる。

③ 素材（その他）の著作者（物）の特定

主な著作物以外に、素材（教材）として利用される著作物は、通常複数存在する。

そのことを講師は意識されていないので、事前の打ち合わせで充分留意しなければならない。ダンスの教師自らが出演したテレビ番組の録画をしてダンス教室の教材としてもダンス教師が全ての著作権を持つわけではない。音楽は音楽を創作した著作者はダンスの教師ではない（通常は）。講師という著作者が他の著作物をどのように利用するのかについて特定しないままインターネット配信すれば著作権法違反となる。

④ 利用許諾方法の検討

利用許諾の方法は、先に述べたように文化庁と文部科学省の二つの方法があるが、そのほかにも口頭了解の方法もある。例えば大人数のシンポジウム（フロアーの質問や意見も著作物である。）やイベント会場において全ての人々から文章で許諾を得ることは現実的ではない。そのような場合は口頭で許諾を得ておくか、イベントに参加するときの広報誌などにインターネット配信のことを明記しておくことが最低必要である。口頭で行う場合は、読み上げ原稿を作成し、著作者にも原稿があることが伝わる方法で許諾を得るとトラブルは少なくなる。

⑤ ロケハン

ロケハンで権利関係が講師の意志とは別に生じることもありうるので、できるだけ綿密に行うとよい。

⑥ ①～⑤の再検証

ロケハンまでで、予想したものをもう一度検証することで、部品としての権利処理もどこまで行うかにもよるが、ここままで整理をしておくといよい。

⑦ 利用許諾

文章と口頭で行う権利処理を実際に行い、配信できるものとできないものとを仕分ける。講師が著作権などの権利について理解していない場合も多いので、講師が了承しているからといって、簡単に収録に入ってはいけない。

⑧ 収録

収録時は、許諾を得ていないものが収録されていないかチェックする担当を決めて収録する。

⑨ 収録後の著作物の再検証と利用許諾

編集の前に、どのような著作物が利用されているのかについて再検証を行い、新たに発生した著作者の利用許諾を得てから編集作業に入らなければならない。

⑩ 編集・発信

このような権利処理をしても最終的に、編集したものが著作者にとって納得がいくものかを丁寧に確認する方法は、編集物を送付して著作者の許諾を得ておくことである。

2 課 題

(1) 著作権等の研修のシステム化

以上述べてきたことが可能な状況は、現在のところ教育界には存在しない。このことが委員会の最大の戸惑いであった。しかし、社会の情勢は極めて厳しく、教育界のこのような状況は非常識になりつつある。その状況を改善し、著作権処理を可能にするためには関係者の研修が不可欠である。今後、本県が人の基本的な権利を尊重したうえでのインターネット配信を行うためには、研修の到達目標を設定しそれを可能にするカリキュラム開発を行う等システム化の発想が必要となる。

(2) コンテンツ制作のシステム化

地域のボランティアや大学の協力を得てコンテンツ制作をシステム化するためには、茨城県と制作者との関係を整理しておくことからはじめなければならない。制作したものの権利や大学などの機関との権利関係が成立させるのには、誰と誰との契約なのかなどいくつか事前に整理をしておくことが必要である。

(3) その他

権利処理のガイドライン作成、活用方法の開発、生涯学習センターの情報化、茨城県内の情報化等の課題があるが、このことについてはいずれ整理されることになるであろう。

文部科学省のエル・ネットも、平成20年度からインターネット化され、それに伴い手引きが改訂される。また、情報モラルは生涯学習だけではなく教育全体のコンセプトになりつつある。更に、インターネットの進展は益々加速化するであろう。これらのことを踏まえて条件整備を県として進めていく必要が迫られる。（文責 委員長 坂井知志）

V 資 料

契 約 書

〇〇△△（以下「甲」という。）と茨城県水戸生涯学習センター（以下「乙」という。）とは、
「おもしろ理科先生派遣事業」に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条 （参加依頼）

乙は、甲に対し、乙が主催する以下の「おもしろ理科先生派遣事業」において講演することを依頼し、甲はこれを承諾した。

- (1) 日時： 平成19年1月20日（土） 13時30分～15時00分
- (2) 場所：〔 茨城県水戸生涯学習センター 〕
- (3) 講演会等の名称：〔 おもしろ理科先生派遣事業 〕
- (4) テーマ：〔 よく回るこま 〕

第2条 （利用の許諾）

甲は、乙又は乙が指定する者が次に掲げる方法で前条の講演（以下単に「講演」という。）を利用することを許諾する。

- (1) 講演中の甲の写真撮影
- (2) 講演の録音
- (3) 講演の録画

2 甲は、乙又は乙が指定する者がリアルタイムで次に掲げる方法で講演を利用することを許諾する。

- (1) 講演を別添の10個所に中継すること
- (2) 講演をインターネット（茨城県水戸生涯学習センター）により無料で配信すること

3 甲は乙又は乙の指定した者が次に掲げる方法で講演を利用ことを許諾する。

- (1) 講演を文章化すること
- (2) 講演を文章化したもの及び甲が使用した資料、これらを英語に翻訳したもの、並びに甲を撮影した写真を広報「愛宕塾」に掲載し、複製、譲渡又は貸与すること
- (3) 講演を文章化したもの及び甲が使用した資料、これらを英語に翻訳したもの、並びに甲を撮影した写真を平成20年3月31日までの間インターネット(茨城県水戸生涯学習センター)に掲載し、無料で配信すること
- (4) 講演を録画したものを編集・加工すること(以下、編集・加工したものを「録画物」という。)
- (5) 録画物、甲が使用した資料及び甲を撮影した写真を複製し、無償で譲渡すること
- (6) 録画物、甲が使用した資料及び甲を撮影した写真を複製し、無償で貸与すること
- (7) 録画物を無償で上映するとともに、甲が使用した資料を複製し、視聴者に配布すること

(8) 録画物、甲が使用した資料及び甲を撮影した写真を平成20年3月31日までの間インターネット(茨城県水戸生涯学習センター)に掲載し、無料で配信すること

4 甲が「子どもの理科離れ対応事業」で使用した資料のみを利用する場合(文章化したもの、録音物又は録画物とあわせて利用しない場合)は、前項の規定にかかわらず、別途甲の許諾を得るものとする。

第3条 (著作者人格権)

前条の利用を行う場合には、乙又は乙が指定した者は、合理的と認められる方法により甲の氏名を表示しなければならない。

2 乙又は乙の指定した者が、講演の文章化、文章化したものの翻訳、録画したものの編集・加工等を行うときには、あらかじめ甲に対して内容確認の機会を与えなければならない。

第4条 (対価)

乙は、甲に対し、「おもしろ理科先生派遣事業」への参加及び第2条に掲げる著作物の利用等の対価として、30,000円(消費税込)を、平成19年3月31日までに支払う。

報酬・対価に係る消費税や所得税(源泉徴収)については、支払いの相手方や報酬・対価の額等によって取り扱いが異なりますので、必要に応じ税の専門家に相談してください。

第5条 (保証)

甲は、講演の内容が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害するものでないことを保証する。

2 甲が第三者が著作権等を有する著作物等を講演において使用しようとする場合は、事前に乙に対してその内容を明らかにして、その使用が第三者の著作権を侵害するものでないことについて乙の確認を得なければならない。

第6条 (その他)

本契約に定めのない利用態様については、甲乙別途協議の上、利用の可否、対価等につき決するものとする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保持する。

平成 年 月 日

甲	住所	
	氏名	印
乙	住所	
	氏名	印

平成18年度 生涯学習調査研究事業

新しい情報通信技術を活用した生涯学習機会の提供に関する調査報告書3

平成19年3月発行

編集・発行 茨城県水戸生涯学習センター

〒310-0054

茨城県水戸市愛宕町4-1

TEL 029-228-1313 FAX 029-228-1633

新しい生涯学習機会の充実のために

今年度は、本県を会場に第18回全国生涯学習フェスティバルまなびピアいばらき2006が開催され、県民の学習意欲がより一層高まった記念すべき年となりました。

茨城県では、生き生きと充実した生活を送るために趣味活動や学習をすることや自分のキャリアアップを目指して職業上の能力を磨くこと、そして自分の身に付けた知識や技術を社会で生かすという3つの視点で、県民のよりよい生涯学習をサポートする事業を推進しております。

生涯学習情報も、「茨城の生涯学習」のホームページを中心に、常に新しい情報を県民の方々に提供しております。この生涯学習調査研究事業「新しい情報通信技術を活用した生涯学習機会の提供に関する調査」も3年目を向かえ、著作権の研究を中心に県民の方々が「いつでも どこでも だれでも」生涯学習情報の授受並びに学習を行なえるような研究を進めてまいりました。インターネットを活用した生涯学習講座も現在8講座配信しており、県民の方々からも多くの支持をいただいております。情報技術が目覚ましい発展を続ける中、個人情報の保護や著作人格権の問題等生涯学習の分野においても研究を進め、十分配慮しなければ成らない問題も山積しております。

この報告書は、3年間の研究をまとめたものですが、各市町村並びに関係機関におかれましてはこの報告書をぜひ活用され、新しい情報通信技術を活用した生涯学習機会の提供のためのベース作りに活用いただければ幸いです。

最後になりましたが、本調査研究の実施にあたりまして御協力をいただきました常磐大学コミュニティ振興学部教授の坂井知志先生をはじめ、動画の収録・編集に多大なる御協力をいただきました坂井ゼミの学生の皆様、水戸生涯学習センター情報ボランティアの皆様に心から感謝申し上げます。

平成19年3月

茨城県水戸生涯学習センター管理事務所長 高橋 幸子

目 次

I	調査研究の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	調査研究のテーマ	
2	調査研究の目的	
3	調査研究の内容	
4	情報化調査研究委員会のメンバー構成	
5	調査研究の経過	
II	モデルとなる動画配信講座の制作について・・・・・・・・	2
1	動画配信講座の計画について	
2	前期動画配信講座の内容について	
3	後期動画配信講座の内容について	
III	モデルとなる動画配信講座のアンケート調査について・・・・・・・・	8
1	センター来所者のアンケート結果	
2	生涯学習システム登録者のアンケート結果	
IV	調査研究の成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	20
1	成果	
2	課題	
V	資料・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	契約書	